

平成二十九年四月四日受領
答弁第一六三号

内閣衆質一九三第一六三号

平成二十九年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出防衛大学校の任官辞退者の卒業式分離に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出防衛大学校の任官辞退者の卒業式分離に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「記載」については、当時の防衛大学校における認識が示されているものと考えられるが、平成二十五年度以降においては、同校では、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する同校の設置目的に鑑みて、自衛官への任官の意思のない者を卒業式典に参加させることは適当でないとの考えから、同校の本科の卒業生のうち自衛官への任官を辞退した者（以下「任官辞退者」という。）については、卒業式典に参加させておらず、自衛官に任官する者とは別の場で学校長が卒業証書を授与し、併せて訓示を行っているものと承知している。

いずれにせよ、同校の卒業式典と任官辞退者との関係については、これまで同校において検討の上、判断してきているものと承知しており、内閣として検討・判断した事実を確認していない。

三について

防衛大学校を卒業し自衛官に任官した者のうち、同校を卒業後一年未満で退職した者の人数は、平成二十三年度が二十四人、平成二十四年度が二十五人、平成二十五年度が三十四人、平成二十六年度が四十五

人、平成二十七年度が四十二人であり、卒業後一年以上三年未満で退職した者の人数は平成二十三年度が九人、平成二十四年度が十二人、平成二十五年度が七人、平成二十六年度が十四人、平成二十七年度が十人である。また、主な退職理由は自己都合によるものとなっている。